

指定難病医療費助成制度の「軽症者特例」のご案内

指定難病医療費助成制度では、指定難病にかかっていると認められる方で、国が定める重症度を満たさない方でも、次の要件を満たす場合は「軽症者特例」として医療費助成を受けることができます。

- ・申請月以前の12か月以内[※]に指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3回以上ある

※指定難病発症の診断が申請から12か月以内の場合は、その診断の月から申請の月までの期間

申請方法

- 支給認定申請書の「軽症者特例」の項目に○を記入
- 支給認定申請に必要な書類一式に加え、次の書類を添付(①②いずれの場合も診断書は不要)

① 「軽症者特例」として新規申請する場合
医療費申告書に領収書等のコピーを添付

② 更新申請の場合
自己負担上限額管理票のコピー

※ 申請で重症度分類の基準を満たさず不認定になった方が申請する場合は、①の「軽症者特例」として新規申請をすることになります。なお、不認定通知から概ね12か月以内に申請する場合は、前回申請時の添付書類の再添付は不要ですが、不認定通知のコピーを添付してください。

※ 更新申請の場合で、②の記載が不十分な場合は①の書類を提出してください。

※ 医療費助成の認定日は、遡り申請を希望される場合は、「**軽症者特例の基準を満たした日の翌日**」まで遡った日からとなります。(原則)遡り申請を希望されない場合は、申請受付日からとなります。

ただし、遡りの期間は原則として申請日から1か月以内となります。(やむを得ない理由があるときは最長3か月まで延長)

注 令和5年10月1日の申請より適用となります。令和5年10月1日より前の医療費については助成対象外となります。

申請に必要な医療費の計算方法

医療費総額[※]が33,330円を超える月数は、次のうち、いずれか短い方の期間とします。

- ① 支給認定の申請をする月を含む12か月前の月までの期間
- ② 指定難病と診断された年月から支給認定申請する月までの期間

※ 医療費総額とは、患者さんの自己負担額ではなく、保険分も含めた金額です。

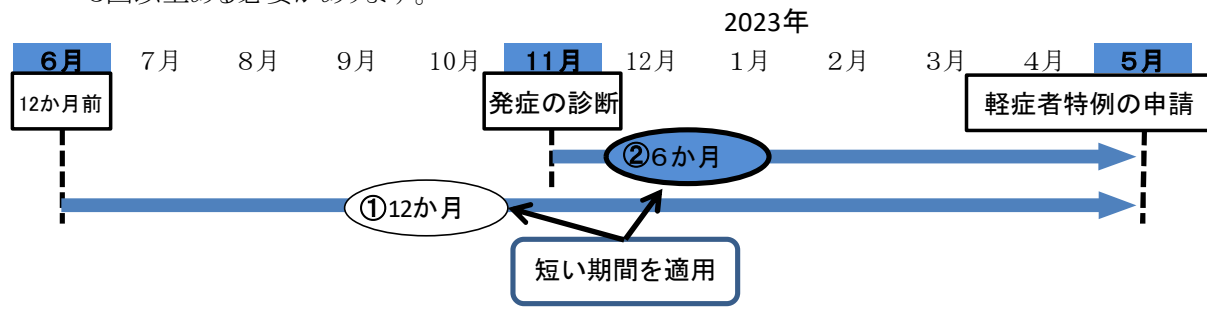
※ 医療費総額には、指定難病に係る医療機関での診療のほか、調剤や訪問看護利用分等も含まれます。

※ 医療費総額が不明な場合や指定難病にかかってから3か月以内の方は、「医療費総額が33,330円を超える月数が3回以上」の要件が確認できないので、要件が確認できてから申請してください。

→ 主治医にご相談ください。

(医療費を計算する期間の例)

- 2023年5月に申請する場合、短い期間である②の期間に医療費総額が33,330円を超える月が3回以上ある必要があります。



申請の受付窓口

最寄りの各区役所健康福祉課、各地域保健福祉センターで申請をしてください。

【お問い合わせ先】

新潟市保健所保健管理課 企画管理係 TEL:025-212-8183(直通)